

市民の皆様さまへ

この度の東日本大震災で被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。このような無残な姿で春を迎えるとは、だれが想像できたでしょうか。私たちは、震災によりすべてのものを失いましたが、みんなが大好きなふるさと石巻を思う心は失ってはいません。

津波の恐ろしさと被害の爪痕におののき、震える被災者に手を差し伸べ寄りそう人々に感謝しながら、今を超える勇気と復興への一歩を踏み出したいと思えます。

現在、市民の生活の安定を最優先に、がれきの撤去や汚泥の除去など自衛隊の方々と石巻災害復興支援協議会のボランティアの皆さまと連携しながら、ふるさと石巻の復旧に全力をあげて取り組んでいます。

また、水産業界を含め多くの企業が甚大な被害を受けましたが、水産業界の再建復興宣言や石巻港の早期復興に向けた団結式など、多くの企業が石巻での再建を誓い懸命の復旧活動に取り組んでいます。近い将来、石巻に雇用の場が戻り、みんなが大好きな石巻に若者が住み続けるまちが再現できるものと思えます。

「取り戻そう、ふるさと石巻」をスローガンに、石巻の再建を誓い、勇気を持って、この災害を乗り越えていきましょう。

石巻市長 亀山 紘

石巻市震災復興基本計画策定に関してご提案を募集します

この度の震災により、本市の沿岸部を中心に甚大な被害を受けました。

現在、市ではがれき撤去や仮設住宅の建設をはじめ、各種の応急復旧作業に取り組んでいます。

それと同時に、被害を受けた施設の機能回復や新たな社会資本整備を行う必要があります。「石巻市震災復興基本計画」の策定に取り掛かったところであります。

つきましては、次の3つの考え方を「基本理念」として計画策定したいと考えていますので、皆さまから事業のアイデアなどのご提案をお寄せいただきますようお願いいたします。

【基本理念】

基本理念1 災害に強いまちづくり

全市民の約8割が被災し、電気、水道などのライフラインの寸断を引き起こした今回の震災の教訓を踏まえ、単なる「復旧」にとどまらず、防災基準・防災体制を抜本的に見直した市民の命を守る災害に強いまちを念頭に、新たな視点での都市デザインを描いたまちを構築するとともに、ライフラインの補完や快適な生活空間として新エネルギーを活かしたまちづくりを目指します。

基本理念2 産業・経済の再生

基幹産業である紙・パルプ製造業、飼肥料製造業、合板製造業および食を支える重要産業である農林水産業などが壊滅的な被害を受けた中、今後の産業の連携・融合も含めた在り方を検討し、再建・復興を促進するとともに、地域資源を活かした産業振興基盤づくりを図ります。

基本理念3 絆と協働による共鳴社会の構築

人と人との結びつき「絆」を大切にするとともに、市、企業、地域が総力を結集し、新たなまちづくりに向かって「共鳴」しながら、豊かで支え合う地域社会の構築を図ります。

※お寄せいただいたご提案につきましては、今後策定する基本計画の参考とさせていただきます。

なお、ご提案に対しての回答はしませんのでご了承願います。

募集期間 5月16日(月)～6月30日(木)

提出方法 ご提案は任意の様式により、住所、氏名、電話番号を明記の上、郵便またはEメールで提出してください。

提出先 〒986-8501 石巻市穀町14番1号 石巻市復興対策室
Eメール reconst@city.ishinomaki.lg.jp

☎ 復興対策室 (内線 4041・4042・4043・4044・4214)

被災証明書・り災証明書の発行

- 受付時間** 午前9時～午後4時30分（当分の間、午前8時30分～）
 ※本庁舎の整理券配布 当分の間、混雑解消のため整理券を配布します。
 〔配布場所〕 市役所1階北口
 〔配布時間〕 午前8時～ ※整理券が無くなり次第終了となります。
- 受付場所** 市役所3階多目的ホール、河北総合支所、雄勝総合支所、河南総合支所、桃生総合支所、北上総合支所（にっこりサンパーククラブハウス内）、牡鹿総合支所、渡波支所、稲井支所（稲井公民館内）、荻浜支所（荻浜中学校内）
 ※蛇田支所は都合により受け付けできませんが、申請用紙の配布を行っています。
- 郵送受付** 郵送による申請受付も行います。※可能な限り被害状況の分かる写真等を同封願います。
 申請書は市ホームページからダウンロードできます。
宛先 〒986-8501〔住所不要〕 石巻市役所り災証明郵便発行係

申請書の事前配布

当日、申請書を記載し受付に提出することになりますが、事前に申請用紙が必要な方は、市役所2階総合案内窓口または各総合支所・各支所で配布しています。

■申請に必要なもの

- ①印鑑（認印で可）
 - ②本人確認資料（自動車運転免許証など）
 - ③本人または同居家族以外の方が申請する場合は委任状
 - ④被災写真（2～3枚程度）
 - ⑤カメラの流出などで記録手段のない方は、スケッチや記録メモなどでも可能
 - ⑥すでに修繕を開始している方は修繕見積書
- *印鑑、確認資料、写真などが無い場合は、その旨申し出願います

- ◎「被災証明書」とは・・・被災した事実を証明するもので、住家以外が対象となります。
- ◎「り災証明書」とは・・・住家の被災程度を証明するもので、住民登録がある方の住家が対象となります。
 ※被災証明書・り災証明書ともに、渡波支所、稲井支所、荻浜支所については、当日交付ができません。

☎ 証明書発行担当 防災対策課（内線4155・4156）
 家屋被害調査担当 税務課（内線3112）

災害弔慰金

制度の名称	支給の内容	対象者（対象世帯）	必要書類等	受付場所
災害弔慰金	生計維持していた方が死亡した場合 500万円	震災により死亡した方（行方不明者を含む）で、被災時に石巻市に住所を有していた方のご遺族 支給の範囲・順位 (1)配偶者 (2)子 (3)父母 (4)孫 (5)祖父母 ※行方不明者については、被災日から3カ月間行方不明の場合に対象となります。	①死亡診断書(検案書)等の写し ②支給対象者の身分証明書の写し(運転免許証、健康保険証等) ③支給対象者の戸籍謄本 ④振込口座の通帳の写し(口座名義、銀行名、支店名、預金種目、口座番号の記載があるもの)	市役所3階多目的ホール 河北総合支所 河南総合支所 桃生総合支所 牡鹿総合支所
	その他の方が死亡した場合 250万円			受付時間
				午前9時～ 午後4時30分 ☎ 福祉総務課 (内線2452 2454)

災害障害見舞金

制度の名称	支給の内容	対象者（対象世帯）	必要書類等	受付場所
災害障害見舞金	・生計維持が重度の障害を受けた場合 250万円	被災当時、石巻市内に住所を有し、災害により下記に掲げる障害を受けた方 ①両目が失明した方 ②咀嚼及び言語の機能を廃した方 ③神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する方 ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する方 ⑤両上肢のひじ関節以上で失った方 ⑥両上肢の用を全廃した方 ⑦両下肢をひざ関節以上で失った方 ⑧両下肢の用を全廃した方 ⑨精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前1～8号と同程度以上と認められる方	①災害障害見舞金支給調査票 ②診断書(指定様式・指定医の記入が必要です。)※調査票・診断書用紙は福祉総務課・各総合支所・各支所にあります。※指定医については、お問い合わせください。 ③振込口座の通帳の写し(口座名義、銀行名、預金種目、口座番号の記載があるもの) ◆被災の状況により、その他の書類の提出をお願いする場合があります。	市役所 2階福祉総務課 河北総合支所 河南総合支所 桃生総合支所 牡鹿総合支所
	・その他の方が重度の障害を受けた場合 125万円			受付時間 午前9時～ 午後4時30分 問 福祉総務課 (内線 2457 2454)

災害義援金(第1次配分)

宮城県から配分された義援金を配分します。

※人的被害について、『災害弔慰金』の手続きをした方については、その情報をもって義援金の支給申請としますので、申請は不要です。

※住家被害について、り災証明書で住家の全壊または大規模半壊の判定を受け、『被災者生活再建支援金』の手続きをした方については、その情報をもって義援金の支給申請としますので申請は不要です。

配分	配分金額	対象者（対象世帯）	必要書類等	受付場所
人的被害	死亡者、行方不明者1人につき 35万円 (行方不明者については、被災日から3か月間行方不明の場合に対象)	死亡者の遺族(配偶者、子、父母、孫及び祖父母の範囲)の代表者に配分します。	①死亡診断書(検案書)等の写し ②支給対象者の身分証明書の写し(運転免許証、健康保険証等) ③戸籍謄本(支給対象者の戸籍謄本) ④申請者の振込口座の通帳の写し(金融機関名、支店名、預金種別、名義人、口座番号の分かるもの)	市役所 3階多目的ホール 河北総合支所 河南総合支所 桃生総合支所 牡鹿総合支所
住家被害	全壊、全焼の住家1戸につき35万円 大規模半壊、半壊、半焼の住家1戸につき18万円	住家の世帯主 1戸の住家に複数の世帯が居住している場合は、その代表の世帯主に1配分。 なお、世帯員全員が死亡している場合は、その遺族(配偶者、子、父母、孫および祖父母の範囲)の代表者に配分します。	り災証明で半壊、半焼の判定を受けた方 ①り災証明書 ②申請者の振込口座の通帳の写し(金融機関名、支店名、預金種別、名義人、口座番号の分かるもの)	受付時間 午前9時～ 午後4時30分 問 福祉総務課 (内線 2458 2459)

生活支援

制度の名称	支給の内容	対象者（対象世帯）	必要書類等	受付場所
被災者生活 再建支援制 度	<p>住宅の被害程度に応じて支給される基礎支援金と、住宅の再建方法に応じて支給される加算支援金の合計額になります。</p> <p>(1)基礎支援金（住宅の被害程度に応じて支給する支援金）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全壊 100 万円（75 万円） ・解体 100 万円（75 万円） ・大規模半壊 50 万円（37.5 万円） <p>(2)加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給する支援金）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設、購入 200 万円（150 万円） ・補修 100 万円（75 万円） ・賃借（公営住宅以外）50 万円（37.5 万円） <p>※（ ）内の金額 世帯人数が1人の場合の金額。</p>		<p>(1) 基礎支援金</p> <ol style="list-style-type: none"> ①り災証明書 ②預金通帳の写し(申請者(世帯主)の名義、銀行名、支店名、預金種目、口座番号の記載があるもの) ③「半壊」または「大規模半壊」の「り災証明」を受け、住宅を解体した場合は「滅失登記簿謄本」 <p>(2) 加算支援金</p> <p>上記の必要書類のほかに、住宅を建設、購入、賃借および補修するときの契約書等の写し</p>	<p>市役所 3 階多目的ホール</p> <p>河北総合支所 河南総合支所 桃生総合支所 牡鹿総合支所</p> <hr/> <p>受付時間</p> <p>午前 9 時～ 午後 4 時 30 分</p> <hr/> <p>☎ 福祉総務課 (内線 2457)</p>
住宅の応急 修理制度	<p>応急的な住宅の修理を支援する制度です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一世帯当たりの限度額 52 万円 ・同一世帯（1 戸）に 2 つ以上の世帯が居住している場合でも、一世帯当たりの限度額（52 万円）以内となります。 	<p>以下の全ての要件を満たす方（世帯）</p> <p>(1)大規模半壊または半壊の被害を受けたこと（り災証明書が必要）</p> <p>なお、全壊の場合でも、応急修理をすることにより、居住が可能となる場合は対象です。</p> <p>(2)応急修理を行なうことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること</p> <p>(3)応急仮設住宅（民間賃貸住宅を含む）を利用しないこと</p> <p>※半壊もしくは半壊し、自らの資力では応急修理をすることができない方については、平成21年の世帯収入の制限があります。ただし、大規模半壊または全壊の住家被害を受けた世帯については、所得制限はありません。</p>	<ol style="list-style-type: none"> ①り災証明書 ②住民票（外国人世帯にあつては、外国人登録済証明書）等世帯が居住する住宅の所在、世帯の構成が確認できる石巻市が発行する証明書類 ③世帯の平成 21 年の総所得金額が確認できる石巻市が発行する証明書類 ④要援護世帯で申請する場合、要援護世帯であることが確認できる証明書類 <p>※②・③の書類については、建築指導室より担当課へ照会します。</p>	<p>市役所 5 階 建築指導室</p> <hr/> <p>受付時間</p> <p>午前 9 時～ 午後 4 時 30 分</p> <hr/> <p>☎ 建築課建築指導室 (内線 5673・5674・5677)</p>

応急仮設住宅の申し込み・建設計画

現在の着工予定戸数・申込受付期間は、下記のとおりです。なお、設計上、戸数に若干の変更がありますことをご了承願います。

地区	建設地	入居可能世帯数				完成予定	抽選予定日	申込受付期間	抽選対象地区
		合計	1人用	2～3人用	4人以上用				
河北	石巻北高校飯野川校第2グラウンド	54	4	46	4	5月中旬	5月16日	受付終了 (3次追加受付)	河北地区
北上	にっこりサンパーク	66	12	42	12	5月中旬			北上地区
雄勝	旧水浜小学校跡地	31	8	16	7	5月中旬			雄勝地区
牡鹿	鮎川小学校グラウンド	58	13	32	13	5月下旬			牡鹿地区
本	※大橋地区	173	12	147	14	5月中旬	5月18日	旧市内西部 旧市内東部	
	トゥモロービジネスタウン	202	40	124	38	5月下旬	5月20日		
庁	※県営渡波住宅用地	79	8	55	16	5月下旬	5月25日	旧市内東部	
	※宮城水産高校 第2グラウンド	70	7	49	14	5月下旬			
	蛇田中央公園	119	24	69	26	5月下旬	5月28日	旧市内西部	
河北	石巻北高校飯野川校第2グラウンド	20	11	0	9	6月上旬	6月5日	5月16日～23日 (4次追加受付)	河北地区
本	※南境地区公園	54	6	36	12	6月上旬	6月3日		旧市内西部 旧市内東部
	※大橋中央公園	23	3	15	5	6月上旬	6月3日		
庁	トゥモロービジネスタウン	120(予定)	(未定)	(未定)	(未定)	6月上旬	6月5日		旧市内西部
	県営日和が丘住宅跡地	11	2	7	2	6月上旬	6月8日		旧市内東部
	※宮城水産高校 第2グラウンド	90	9	63	18	6月上旬			
牡鹿	牡鹿中学校駐車場	23	6	12	5	6月上旬	6月5日	牡鹿地区	

※印の建設地は、全て2DKタイプとなることから、4人以上の方に対しては2戸を提供します。ただし、間仕切りは外せませんのでご了承ください。また、家電等は、1セットのみとなりますので、ご理解願います。

◆北上地区ににっこりサンパーク分につきましては、当初204戸を予定していましたが、地割れのため、戸数の大幅な減少と、工期の変更がありましたので、詳細が決まり次第、発表します。

今後の建設予定

泉町教職員住宅跡地(10戸)、高等技術専門学校グラウンド(25戸)、蛇田西部1号公園(30戸)、蛇田西部2号公園(40戸)、一番谷地区(28戸)、渡波北部1号公園(10戸)、渡波北部3号公園(11戸)、水押野球場(40戸)、三反走地区(85戸)、追波川河川運動公園川前グラウンド(40戸)、雄勝森林公園(40戸)、清崎山地区(16戸)

※ 今後、県から、応急仮設住宅の建設計画が示され次第、随時、お知らせします。

◆旧市内抽選対象地区 【東部地区】：湊・鹿妻・渡波・稲井・荻浜・田代地区 【西部地区】：「東部地区」以外の地区

◎ 申込受付および抽選について

受付場所 市役所5階建築課(福祉総務課から変更になりました)、各総合支所、各支所、各指定避難所

受付時間 午前8時30分～午後5時

抽選方法 公開抽選 市役所5階「市民サロン」午前10時30分～

注意事項 ・従前地区(震災前の住所地)以外での抽選を希望する方は、備考欄に希望地区を記入してください。

・既に、先の入居申請を提出されている方は、提出する必要はありません。ただし、先に提出されている申込内容(連絡先、世帯人数、被災程度等)が異なっている方は、建築課までご連絡願います。

◎ 抽選対象地区の変更について

抽選対象地区については、震災前の住所地をもとに決定していますが、個別の事情により従前地区(震災前の住所地)ではない仮設住宅を希望される方は、5月15日以降の抽選から地区の変更を認めることといたしました。

従前地区以外での抽選を希望する方のみ『応急仮設住宅 地区変更届出書』(市役所5階建築課、各総合支所、指定避難所にあります。)を提出していただくか、建築課または各総合支所までご連絡ください。

なお、変更は1回までとし、変更後は従前地区での抽選対象からは除外されることを、ご了承ください。

◎ その他

抽選時における、避難所または避難所以外の方としての優先適用はしていません。

『住宅の応急修理制度』および『民間賃貸住宅の応急仮設住宅への切り替え制度』をご利用される方は、上記抽選での応急仮設住宅へは入居できませんので、ご注意ください。

問 建築課(内線5668)

民間賃貸住宅の応急仮設住宅扱いへの契約切り替え

1. 震災日以降に民間賃貸住宅の契約を締結した場合

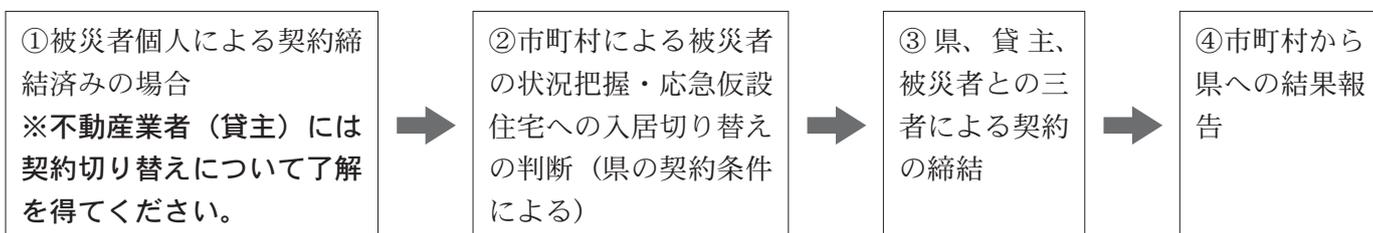
宮城県では、3月11日の東日本大震災で被災されて、既に民間賃貸住宅へ入居された方で、災害救助法上の応急仮設住宅の入居要件を満たすと判断される場合、現在進めている応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の入居手続と同様に対応することとし、市町村からの報告を受けて県が当該物件の借り上げを行うこととなりました。

なお、対象となる物件の範囲は、震災日以降に個人で契約したもので、家賃等の条件が県の基準の範囲内となります。

切り替え手順は、以下のとおりです。

応急仮設住宅への入居対象者

自宅が全壊または流失し、居住する住宅がない方で、自己の資力では住宅の確保が困難な方。



2. 今後、民間賃貸住宅の契約を締結しようとする場合

今後、民間賃貸住宅に入居する予定がある方については、上記フローの②～④の手続きが必要になりますので、契約前にご相談ください。

※なお、事前に仮設住宅扱いで入居を希望する場合も、あらかじめ貸主の了解を得てください。

☎ 福祉総務課（内線2462・2457）

衛生関係

消毒用石灰および消毒液の配布

自宅周りの消毒用の石灰（1袋20kg入り）と、床上浸水した屋内消毒用の消毒液を配布しています。

配布場所 市役所3階環境課
河北総合支所
北上総合支所
牡鹿総合支所

水害を受けた地域の消毒作業

水害を受けた地域において、衛生環境改善のための消毒作業を市で委託した宮城県衛生害虫防除事業協同組合が行っています。順次各地区を消毒しますので、作業の際はご協力をお願いします。

防疫薬剤の配布

防疫薬剤が必要な町内会、自主防疫組織等に薬剤を配布しますので、希望する町内の衛生担当の方は環境課までご連絡ください。

☎ 環境課（内線3369）

農業者年金の現況届 受給者の皆さまへ

農業者年金を受給されている方の現況届については、毎年6月に実施していますが、この度の東日本大震災の被災地については、当面の間、見合わせる事となりました。

5月末に農業者年金基金からの通知文書が届かないこととなりますので、ご了承ください。

☎ 農業委員会事務局（河北総合支所内） ☎62-4826

各種相談

弁護士無料法律相談

仙台弁護士会では、東日本大震災で被災された方の財産、住宅ローン、借家などについての無料の法律相談会を行っています。どうぞ、お気軽にご相談ください。

とき 5月31日(火)まで 午前10時～午後3時 ※5月21日(土)から土・日曜日も開催します。
ところ 市役所2階 相談室A・B ※予約制ではないため、長時間お待ちいただく場合がありますので、ご了承ください。
☎ 市民相談センター ☎23-5040・秘書広報課 (内線4023)

弁護士無料電話相談

仙台弁護士会では、東日本大震災で被災された方の無料の電話相談を行っています。

☎0120-216-151 フリーダイヤル
受付時間 平日のみ 午前10時～午後7時
※4月11日から当面の間

子どもに関する震災無料電話相談

仙台弁護士会では、東日本大震災に関連した子どもに関する問題について無料の電話相談を行います。

☎0120-222-602 フリーダイヤル
実施日時 5月21日(土)・22日(日)
午前9時～午後5時

司法書士無料電話相談

司法書士が土地・建物、住宅ローン、借家・借地関係、会社関係、財産管理などの相談に電話でお応えします。

☎0120-445-528 フリーダイヤル
受付時間 平日のみ 午前10時～午後4時
※4月18日(月)から当分の間

※IP電話からはおつながりできません。
※本電話相談は予告なく終了させていただく場合があります。

石巻市外国人相談窓口

外国語での相談受付が可能となりました。市政の情報提供、専門相談機関の紹介などを行いますのでご利用ください。

対応言語・曜日・時間

対応言語	曜日	時間
中国語	毎週火曜日	9:00～15:15
タガログ語・英語	毎週水曜日	9:00～15:15
韓国語	毎週金曜日	9:00～15:15

☎ 市民協働推進課 (内線 4233)

メール配信サービス

市の災害関連の情報を配信しています。

- ① 下記アドレスに空メールを送信
- ② 1分以内に登録の確認メールが届きますので、そのまま返信
- ③ 登録通知のメールが届けば登録完了

本庁地区 is1-entry@my.e-msg.jp
河北地区 is2-entry@my.e-msg.jp
雄勝地区 is3-entry@my.e-msg.jp
河南地区 is4-entry@my.e-msg.jp
桃生地区 is5-entry@my.e-msg.jp
北上地区 is6-entry@my.e-msg.jp
牡鹿地区 is7-entry@my.e-msg.jp

※メール配信サービスは、無料をご利用いただけますが、メール受信等にかかる通信料は利用者の負担となります。

☎ 防災対策課 (内線4156・4157)

震災関係の市民サービスに関するお問い合わせは

市災害情報ダイヤル ☎0225-95-1112
受付時間 午前8時30分～午後7時

石巻市役所 〒986-8501 宮城県石巻市穀町14-1 ☎0225-95-1111 fax 0225-22-4995

ホームページ <http://www.city.ishinomaki.lg.jp/>
編集/発行 石巻市企画部秘書広報課(内線 4025)

次回発行は6月1日の予定です。
印刷/(株)鈴木印刷所